

行政機関等匿名加工情報の提案募集制度について

【行政機関等匿名加工情報の作成、提供、取扱いに関する規律】

- 提案を受けて匿名加工情報を作成することができる（第109条）
- 法令に基づく場合(提案募集を含む)、利用目的のために個人情報を提供できる場合を除き、提供してはならない（第109条）
- 法令に基づく場合を除き、特定の個人を識別するための行為を行ってはならない（第121条）
- 個人情報規則の基準に従って適切な管理措置を講じなければならない（第121条）
- 従事者は知り得た内容をみだりに他人に知らせ、不当な目的に利用してはならない（第122条）

福岡市

①個人情報ファイル簿への記載（第110条）
提案の募集（年1回以上・30日以上）（第111条）

③審査・結果通知（欠格事由、加工基準への適合性、新たな産業の創出等）（第114条）

⑤契約締結（第115条）

⑥作成・提供（個人情報規則で定める基準に従って加工）（第116条）

⑦個人情報ファイル簿への記載（第117条）

民間事業者

②事業の提案（第112条）
欠格事由（第113条）

④手数料納付（第119条）

⑤契約締結（第115条）

【手数料額】（国の場合）
21,000円（受付、審査、通知事務費用）
+ 作成時間1時間までごとに3,950円
+ 作業を外部委託する場合は、委託費用

【加工の基準】（個人情報規則第62条）

- 特定の個人を識別することができる記述等の削除
- 個人識別符号の削除
- 情報を相互に連結する符号の削除
- 特異な記述等の削除 等

【個人情報ファイル簿への記載】

（募集前：第110条）提案募集の対象である旨
（作成後：第117条）行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数、情報の項目